

考えながら学ぶ違反処理法学 〔第11回〕

－迷ったときの違反処理ナビQ & A－

違反処理研究会

《Q86》消防法施行規則第3条第10項では、特定防火対象物については消火及び避難訓練を年2回以上実施しなければならないとありますが、この「年2回以上」とはどんな期間間隔で実施しなければならないのでしょうか。

《愛媛県S市消防本部 T消防署 S・Aさん》



A 防火対象物の消防計画に消火・避難訓練をどういう年の区切りで行うよう規定されているかによる。

【ヒント】消火、避難訓練の実施については、執行命令である消防法施行令第4条第3項に規定され、さらに特定防火対象物にあつては年に2回以上実施しなければならない旨が当該政令の規定に基づき同法施行規則第3条第10項に規定されています。こうした規定の体裁からしますと、消火、避難訓練を年に2回以上実施しなければならないという消防法施行規則第3条第10項の根拠規定は、執行命令に止まりますから、この規定に違反して年に2回当該訓練をしなかったからといって、即、消防法第8条に違反するということはありません。つまり、消防法施行規則第3条第10項で消火、避難訓練を年に2回以上実施しなさいという義務付けは、このことを消防計画の中にしっかり盛り込むことを要求した規定であると理解しなければなりません。したがって、「年に2回以上」という場合の「年」の区切りは、基本的に防火対象物側がどういう単位で「年」を区切っているのかということが問題になってきます。

また、消火及び避難訓練を年2回以上実施するという趣旨は、特定防火対象物における火災の初期対応として初期消火及び避難誘導が人命安全等にとって極めて重要であることから、せめて年に2回程度以上は当該訓練を実施させて、防火体制の確立を図ろうとされているのではないかと考えられます。その点でいいますと、これら消火、避難訓練をどういう方法及び年の区切りで行うかは、あくまで防火対象物側が自らの都合に応じて予め消防計画の中で明確にしておく必要があります。

いずれにしても、消防機関としては、消防計画に消火及び避難訓練を年に2回ないしはそれ以上の回数で実施すると定められているものが現に実施されていないときに、消防計画に従って防火管理業務が適正に行われていないことを理由に消防法第8条第4項の規定を根拠に指導又は違反処理を行うことになります。

《Q87》消防法第8条第4項には、「防火管理業務が法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。」とされています。例えば、消防訓練を行っていない場合、単に「消防訓練を行うこと」というような内容の命令でいいのでしょうか。どうも規定の体裁からしますと、将来に向けて消防訓練が行われるような措置を命ずることを求めているように理解できるのですが。

《愛媛県S市消防本部 T消防署 S・Aさん》



A 単に消防訓練の実施を求める命令内容に止めず、当該訓練が行われない背景事情なども取除けるような措置を求める命令内容にすべき。

【ヒント】消防法第8条第4項では、防火管理業務が「法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。」とされています。規定の体裁からしますと、「…行われるように必要な措置を講ずべきことを…」とされていますので、現に懈怠されている防火管理業務を将来に向けて行えるように必要な措置を講ずることを命令させることがこの規定の意図するところではないかと考えられます。まず、「必要な措置」という語句が他の規定でどんな風に使用されているか眺めておきますと、例えば、消防法第17条の4第1項の命令規定では、「…維持のために必要な措置をなすべきことを命ずることができる。」とされていることからみて、ここでの「必要な措置」とは、設備の不備を改善し、適切な維持状態を回復させる措置を予定しているように思われます。また、消防法第5条の3第1項では、「…各号に掲げる必要

な措置をとるべきことを命ずることができる。」とされていますから、この規定の各号に掲げられた措置のうちいずれかを選択することが「必要な措置」とするというようになります。

このように見てみますと、例示した他の規定の「必要な措置」とは異なり、消防法第8条第4項の「必要な措置」というのは、防火管理業務を適切に行わせるために障害となっている状況等を解消させる措置を求めている規定だと理解されますので、この規定によって現に懈怠されている防火管理に関する事項をただ行わせるというだけでは不十分ではないかと考えられます。この点では、消防訓練を行っていなかったような場合に、単に「防火管理者をして消防訓練を実施させること。」というだけの命令が適正なのかは疑問が湧きます。

少なくとも、消防訓練が行われない背景には、訓練時間を割けないとか、各部署の責任者が非協力的で従業員が集まらない、あるいは防火管理者自身が怠慢で無頓着など様々な事情があると思われます。つまり、消防法第8条第4項の規定の防火管理業務が「…行われるよう必要な措置を講ずべきことを命ずる」とは、まさに消防訓練が行われない事情を改善させ、消防訓練を行わせる措置を管理権原者に求めさせようとしているのではないかと考えられるのです。

仮に消防訓練が行われていない防火対象物に命令を発出するときには、訓練が行われない具体的な事情をしっかりと調査したうえで、例えば物販店で各売場がなかなか協力的でないような場合には、「〇月〇日から1年後の〇月〇日までの間、消防計画に従って営業開始時間までの間で消防訓練時間を確保し、各階売場から〇〇名以上の数の従業員を参加させて消火、通報、避難訓練を実施させること。」等の命令がいいのではないかとと思うのです。

なお、消防法の逐条解説では、「『必要な措置』としては、消防計画が定められていない場合には消防計画を定めさせ、避難訓練が行われていない場合には避難訓練を行わせることなどである。場合によっては、防火管理者を解任させるということも考えられる。」としています。しかし、防火管理者を解任させるのは「必要な措置」に当たるとしても、消防計画を作成させるだけや訓練を行わせるだけの措置を求めたのでは上述のとおり不十分だと思われます。

本来、管理権原者としては、防火管理者に防火管理業務の実施を任せる以上、防火管理者が防火管理業務を行い易い状況作出するのは当然の義務だといえますから、この意味からしても消防法第8条第4項の規定は、この管理権原者が防火管理業務を行い易くする義務を負っていることを背景にして、消防機関に命令を出させることにしているのではないかと解されます。

《Q88》消防法第8条第4項では、命令を発出できる要件として、防火管理上必要な業務が「法令の規定又は消防計画に従って行われていないとき」に限定されています。この場合の「法令の規定」には消防法施行令第4条の規定は含まれているのでしょうか。

《長崎県S市消防本部 H消防署 K・Oさん》



基本的に消防法、委任命令及び条例等の規定を指すものと考えられる。したがって、消防法施行令第4条は含まない。

【ヒント】消防法施行令第4条の規定は、いわゆる執行命令（実施命令、以下同じ。）の部類に該当する規定ですから、基本的にその不履行に対して罰則が用意されている命令の要件に含めることは不適當です。執行命令は、あくまで上位法令の細部を定めることを役割としていますから、委任命令のように上位法令と同視できませんので、執行命令に該当する規定に違反していても、これに対して上位法令で命令を課したり同命令違反で処罰するなどということはいけません。

なお、消防法施行令第4条に規定されている内容は、通常は消防計画の中に盛り込まれていますから、同条に違反するときには必然的に消防計画にも違反することになる筈です。よって消防計画に従って防火管理業務が行われていないことを理由に、消防法施行令第4条の規定内容が消防法第8条第4項の措置命令の発出で達成されるのではないのでしょうか。

《Q89》給油取扱所の固定給油設備から、移動タンク貯蔵所や条例規制の移動タンクの固定タンク自体に1日当たり指定数量未満のガソリン又は軽油を注入する行為は、危険物の規制に関する政令第27条に違反するのでしょうか。

《北海道A市消防本部 予防指導課 S・Kさん》



質問の取扱行為について、これが危険物の規制に関する政令第27条に直接抵触するようなことはない。

【ヒント】質問の注入行為については、平成2年10月31日付消防危第105号で消防庁危険物規制課長から「適当でない」との回答が出されています。これは給油取扱所の固定